

## 8. 受益者負担の申告について

受益者の決定は、正確を期するために申告制度によって行います。

まず、当該年度の賦課対象区域内に土地を所有している方に、町から「下水道事業受益者申告書」をお送りしますので、よく確認のうえ、誤り等があれば訂正して、定められた期限までに上下水道課へ提出してください。

**受益者負担金の賦課は、この申告書をもとになされます。**もし、申告書の提出がない場合は、土地台帳等の公簿により、町長が認定し賦課されることになります。

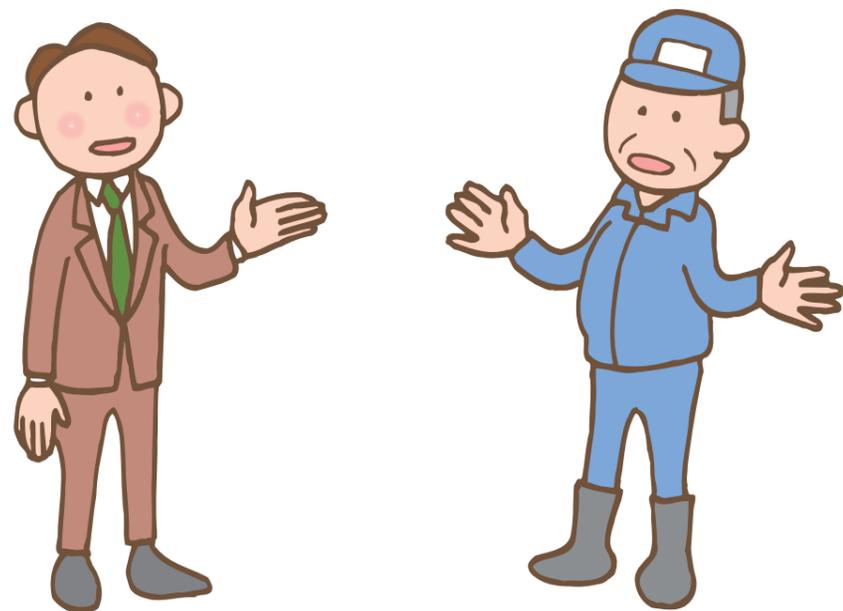
受益者負担金は、当該賦課年度の4月1日現在の土地の所有者に賦課されます。申告書に記載された地積、地目等は、コンピューターによって抽出したものです。この内容に誤り等がないかよく確認のうえ、次のように申告してください。

### 自分の土地を自分で使用している場合

本人が鞍手町役場上下水道課へ申告(提出)してください。

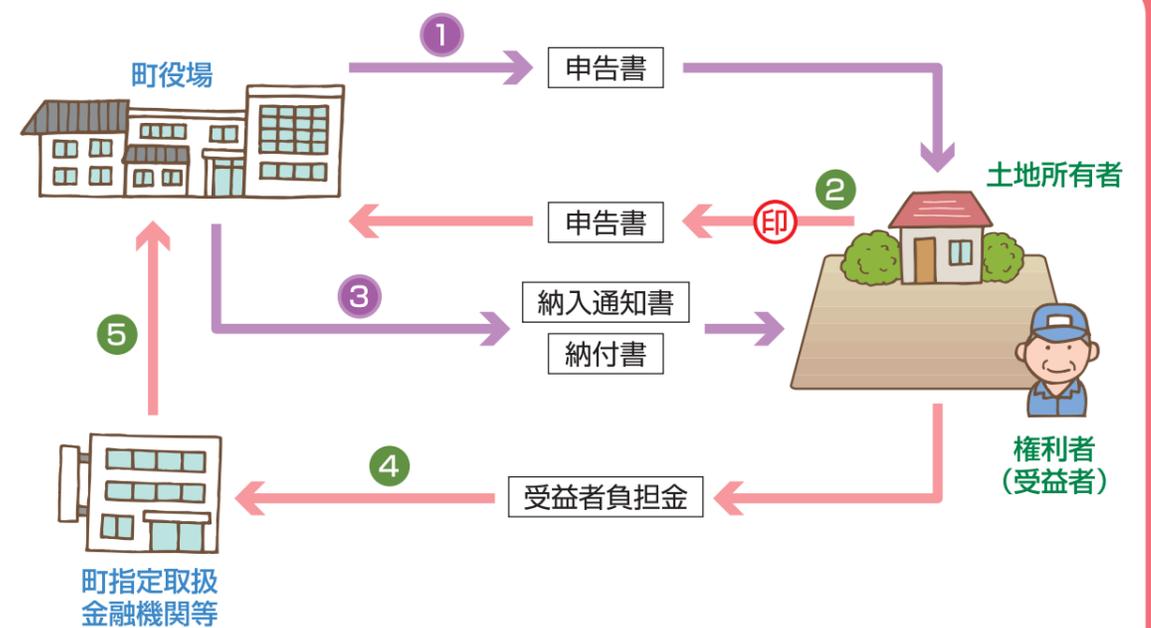
### 自分の土地に権利者(地上権者、質権者等)がいる場合

権利者と話し合い、どちらか受益者を決定し、連署押印のうえ、鞍手町役場上下水道課へ申告(提出)してください。



## 9. 申告書の発送から納付まで

### 自分の土地を自分で使用している場合 (他に権利者のない場合)



### 自分の土地に権利者(貸借人、質権者、地上権者等)がいる場合で権利者が受益者となる場合 (他に権利者のある場合)

